

中野区男女共同参画基本計画改定の考え方（たたき台）

1 中野区男女共同参画基本計画とは

中野区男女共同参画基本計画は、平成11年に制定された、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」、また平成14年に制定された「中野区男女平等基本条例」第7条における基本計画として、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で男女が対等な立場で参画し、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を築くことを目指し、策定されているものである。

今回の改定は、前回の改定から5年経過し、社会情勢の変化や、直近の国等の動向などを踏まえ、見直しを行うものである。

2 背景

○社会情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大による影響
→全国的に、雇用状況の悪化、家事負担の増、DVの増など、とりわけ女性をめぐる問題が表出
- ・多様性（ダイバーシティ）に対する社会の関心の高まり

○国の動き

- ・配偶者暴力防止法の一部改正（令和元/5年）
→児童虐待防止対策強化に関すること、精神的DVも保護命令の対象となることなど
- ・女性活躍推進法等の一部改正（令和元年）
→パワハラやセクハラ等の防止対策の強化など
- ・第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年）
→目指すべき社会を4つ提示し、11分野にわたる施策の基本的方向などを示している
- ・改正育児・介護休業法の施行（令和3年）
→男性の育児休業取得促進のための制度の創設など
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の成立（令和4年）
→女性支援の根拠法について、売春防止法からの脱却。相談・保護体制の整備や国、都道府県、市区町村が講じるべき施策について定めている
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の成立（令和5年）
→性的少数者に対する理解を広めることなどを目的として、基本理念や、国・地方公共団体の役割を定めている

○都の動き

- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年）
→令和4年に一部改正し、「東京都パートナーシップ宣誓制度」を創設
- ・東京都男女平等参画推進総合計画の策定（令和4年）
→「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画

の推進に向けた「マインドチェンジ」「配偶者暴力対策」の3つの柱とした総合計画を策定

○区の動き

- ・ユニバーサルデザイン推進条例・推進計画の策定（平成30年・令和元年）
- ・「中野区パートナーシップ宣誓」の開始（平成30年）
- ・「中野区職員のワーク・ライフ・バランスと女性活躍推進計画（第4期特定事業主行動計画）」の策定（令和2年）
- ・ゼロハラ宣言に賛同（令和3年）
- ・中野区基本構想の改定、基本計画の策定（令和3年）
- ・中野区人権及び多様性を尊重するまちづくり条例の策定（令和4年）

○区の特性

- ・出生数、合計特殊出生率
→区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向だったが、その後減少に転じている。令和2年に出生数、合計出生率ともに若干増加したが、令和3年は再び減少している。東京都、区部と比較しても低い状況にある。
- ・子ども女性比
→子ども女性比（0～4歳人口／15～49歳女性人口）は、東京都全域でみると平成31年までほぼ横ばいで推移していたが、それ以降は減少傾向となっている。区においても平成31年まで横ばいで、それ以降は微減となっている。

3 現状と課題

(1) 意識調査結果から見える現状と課題

- 家事・育児・介護の家庭内での分担希望について、「男性と女性が同じ程度に分担する」が7割を占めるが、家事・育児に携わる実際の時間は男性と比べ、女性の方が多くなっており、希望と現実にギャップがある。コロナ禍での影響についても、男性より女性の方が家事・育児の時間が増えたという結果であった。
- ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は増えている。行政に取り組んでほしいこととしては、情報提供体制の充実が最も高かった。
- 女性の意見は国や行政にほとんど反映されていないと思う区民が5割いる一方で、政策や方針決定の過程に女性が参画することについて8割の区民が肯定的である。女性のあらゆる分野での参画を増やしていく取組が必要である。
- 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」という考え方は、男女で回答割合に差があり、男性の方が性別による無意識の思い込みが強い傾向にあった。
- DVを受けた割合は前回調査時より増えており、暴力の根絶に向けて引き続き啓発していく必要がある。また、DV被害の相談について、しない人が6割以上にのぼるため、被害者への支援体制の強化とともに、相談をしやすい環境の整備・強化が重要となっている。
- セクハラ、パワハラを受けたことがあると回答した割合は、それぞれ13.5%（男性6.9%/

女性 18.2%)、27.5% (男性 25.2%/女性 28.5%) であった。

- セクハラ、パワハラ、マタハラ、SOGIハラに対する防止策などについて、「特に何もしていない」と回答した事業所の割合は、それぞれ 25.3%、25.1%、35.8%、43.0%であった。防止策を講じるための取組を周知・啓発していく必要がある。

(2) 進捗状況調査結果から見える現状と課題

中野区男女共同参画基本計画（第4次）に基づき、概ね計画的かつ着実に事業を進めてきており、成果指標については、計画策定時と比較すると19項目中14項目において数値が上昇している。一方、下がった指標や目標に届かなかった指標もあるため、取組の改善、指標の見直し等も含め、検討していく必要がある。

4 改定の視点

(1) 「背景」「現状と課題」より

上記「1 背景」「2 現状と課題」を踏まえ、新計画には次の事項を盛り込む。

- ワーク・ライフ・バランスと女性活躍を推進するための支援の充実
- 男女平等社会に向けた理解促進と意識変革
- あらゆる場面で人権と多様性が尊重される地域社会の実現
- ハラスメント防止に関する取組の充実
- 困難な問題を抱える女性等への支援を充実し、誰もが心身ともに安全・安心な暮らしができる社会の実現

(2) 位置付け

新計画は、以下のとおり位置付ける。

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「中野区男女平等基本条例」第7条に定める基本的な計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める「市町村推進計画」（中野区女性活躍推進計画）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」（中野区DV防止基本計画）
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）第8条第3項に定める「市町村基本計画」（中野区困難女性支援基本計画）
- 「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」に基づく男女共同参画の推進に係る個別計画であり、関連する他の計画との整合性を図る

5 新計画における体系図（たたき台）

資料3-1のとおり

※現計画の体系図は資料3-2参照